

スポーツ自転車の危険性について

日本福祉大学 1997年卒
サイクリング部OB
白石 角也

【スポーツ自転車事故予防五カ条】

- ・ (1) 交通ルールは必ず守る！！
⇒ 当たり前だが意外とできない！！
走行スピード・並走・信号無視・一時停止etc
⇒ 自己満足だけでは事故は防げません

自転車とは

- ・ 自転車(じてんしゃ)とは、乗り手自身の人力を主たる動力源として車輪を駆動することで推進力を得て、乗り手の任意による道路で地上を走行する乗り物である。
- ・ 自動車などと比較して、移動距離当たりのエネルギーが少なく、路上の占有面積が少なく、有害な排出ガスが発生しない。また維持運用にかかる費用が安く、整備が容易である。また徒歩や走行と比較すると少ないエネルギーでより速く早く移動できるエネルギー効率が高く健康増進効果への期待や、環境(地球環境・局所的な環境の両方)への負荷の少ない移動手段として、自転車通勤等が見直されている。

【スポーツ自転車事故予防五カ条】

- ・ (2) 乗車前の安全点検を確実に行う。

※ブレーキ、タイヤの傷・空気圧、ハンドルのガタや歪みがないか必ず確認。携行品(ボトル・ポンプ等)がしっかりと固定されているかも確認しましょう。

スポーツ自転車の危険性

- ・ 自転車のなかでも、安易にスピードをコントロールできるスポーツタイプの自転車は安全面において危険度は高い。

安全面に最適な配慮をしていたとしても、ちょっとした油断や不注意で大きな事故や最悪の場合、死亡事故になってしまう可能性もあります

【スポーツ自転車事故予防五カ条】

- ・ (3) ヘルメットを正しく着用する。

※ヘルメットは頭部を落車の際に保護してくれます。

ただし、正しくかぶらないと効果が得られません。

また、一度衝撃を受けたヘルメットは絶対に使わないようにしましょう。

【スポーツ自転車事故予防五カ条】

- ・ (4) 自分自身の体調を把握する。

体調が悪い時は決して無理をしない。

※体調不良の時は、集中力が途切れ、
とっさの時に判断が遅れる場合があります。

【スポーツ自転車事故予防五カ条】

- ・ (5) 自分自身のスキルを把握する。

*慣れ、憧れは事故のもと！！

自分自身の知識・経験を把握した走りで
マイペースラン！！



御静聴ありがとうございました



平成27年6月1日から 自転車運転者講習制度 がスタート！

危険行為をくり返す自転車運転者が対象

主な危険行為



信号無視

一時不停止



飲酒運転



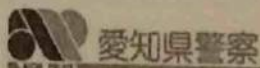
など

自転車講習制度のながれ

自転車運転者が危険行為をくり返す
※3年以内に2回以上

交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令

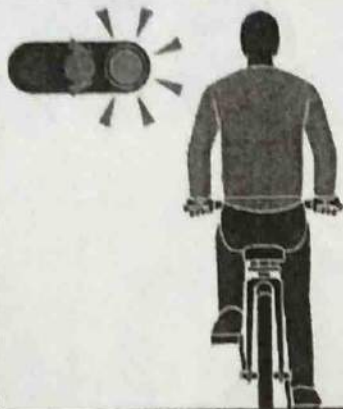
講習の受講
※講習時間 3時間
※講習手数料 5,700円



※ 講習の対象となる危険行為14類型については裏面参照

自転車運転者講習の対象となる危険行為

信号無視



遮断踏切立入り



指定場所一時不停止等



歩道通行時の通行方法違反



制動装置（ブレーキ）
不良自転車運転



酒酔い運転



その他の危険行為

- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害等
- 横状交差点安全進行義務違反等
- 安全運転義務違反

自転車運転者講習制度のながれ

※受講命令に違反した場合
…5万円以下の罰金

1

自転車運転者が
危険行為をくり返す
●3年以内に2回以上

2

交通の危険を防止するため、
都道府県公安委員会が
自転車運転者に講習を
受けるように命令

3

講習の受講
●講習時間：3時間
●講習手数料：5,700円
（標準額）

自転車 安全利用 五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがありますので、生じた損害を賠償するための保険等に加入するようにしましょう。